

一般社団法人 日本臨床免疫学会 旅費規則

令和6年4月27日改訂

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本臨床免疫学会（以下「本会」という。）が、次条に定める役員等が国内における会務に参加するために必要とする交通費、宿泊費、食事費（以下「旅費」という。）の支払いに関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 役員等とは、理事、監事、各年次の学術大会会長、各種委員会委員及び特別に会議出席やセミナー講師など会務に参加を依頼された正会員をいう。

(移動方法)

第3条 役員等の移動は、原則として公共交通機関を利用するものとするが、交通機関の乱れや天災等、また合理性の観点からやむを得ない事情によりタクシーを使用する場合は、宿泊費を超えない範囲で可能とする。

(交通費の算定方法)

第4条 前条の遠隔地からの移動による交通費は、次の各号に掲げる方法で算定する。

- (1) 鉄道賃の額は、実費を支給する。
 - ・鉄道賃の座席種類は問わない
- (2) 航空賃の額は、実費を支給する（領収証を添付のこと）。
 - ・実費金額を証明するに足る書類の提出をもって算出することとする。
 - ・飛行機の座席種類は問わない。

(東京都区内の交通費)

第5条 東京都区内の移動は、定額 6,000 円を支払うものとする。

(宿泊費の支払い基準)

第6条 宿泊費は、以下の各号に該当するときに支払うことができる。

- (1) 会務が 2 日以上に及ぶとき。
- (2) 会務終了時に適当な交通機関の運行が終了しているとき。
- (3) 前日に宿泊しなければ、会務に出席できないとき。
- (4) その他、理事長が必要と認めるとき。

(宿泊費の算定)

第7条 宿泊費には、室料、税、サービス料を含むものとし、1泊につき25,000円を限度に実費相当額を支給する。なお、宿泊に際しての支払を証明する領収証を学会事務局に提出しなければならない。

(交通費、宿泊費の不支給に関して)

第8条 以下の各号に該当する場合は、交通費、宿泊費を支給しない。

- (1) 年次学術集会に併せて行われる会務等に出席する場合。ただし早朝会議の場合、前日の宿泊費は支給できる。
- (2) 同一または連続する日に行われる複数の会務等に出席した場合は、会務の数にかかわらず1回とする

(食事等)

第9条 会議時間が食事時を挟むなど、会務の進行上必要があるときは、会務に従事している役員等および陪席する本会事務局の職員(以下「職員」という。)および会員以外の者に食事を提供することができる。

(会員以外の者の場合)

第10条 本会が会員以外の者に役員や各種委員会委員およびセミナー等の行事に携わる業務を委嘱し、旅行を依頼したときは、この規定を準用して旅費を支払うものとする。

(外国旅行の場合)

第11条 役員等が外国に旅行する場合の旅費は、その都度理事会で検討して定める。

(雑 則)

第12条 この規程に定める事項のほか、役員等の旅費に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規則は、令和2年10月14日から施行する。